

2009. 10. 9

## 「エコナ」の特定保健用食品表示許可返上に対する声明

～私たちは、消費者委員会・消費者庁の迅速な対応を評価します～

全国消費者行政ウォッチねっと

本年10月8日、福島瑞穂消費者担当大臣が花王「エコナ」製品の特定保健用食品（トクホ）表示許可について再審査を行うと発表し、同日花王はトクホの表示許可を返上する失効届を提出しました。

花王は「エコナ」製品を9月16日に販売自粛した際、トクホを取り下げつつもりはないとの見解を表明していましたが、今回一転して表示許可を返上したものです。花王を動かしたのは、消費者委員会での厳しい審議結果をふまえ、消費者庁が迅速な対応をとったことの成果といえます。

「エコナ」に関しては、主成分であるジアシル・グリセロールの発がん促進作用について、何年もの間「念のため」の検査が続けられ、その間もずっと国による「お墨付き」としてトクホのマークが付与されてきました。消費者団体は安全性への懸念と共に、安全性を検査中の食品にトクホを付与することに疑問・反対を表明してきました。また、今年に入り新たに明らかとなった、発ガン物質を生成する可能性のあるグリシドール脂肪酸エステルが不純物として含まれている問題はより深刻であり、その危険性についての詳細が不明なままトクホのマークを付け売られ続けることに対し、強い反対を表明しました。そのような運動が今回の結果につながっていることは明白です。他方で、消費者委員会・消費者庁という、産業育成を目的としない、国民の消費生活の安全・安心のために動く行政組織が誕生したことで、消費者の声が行政に反映されやすくなったことも今回の成果の大きな要因となったと考えます。こうした新しい行政組織の動きが、企業の対応を消費者の安全確保、権利保護の方向に変えさせたことを、私たちは評価します。

今後消費者委員会において、トクホに限らず「健康食品」と呼ばれるものの表示のあり方について検討していただくよう要望いたします。

以上